

国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、地域と共に発展し地域と共に歩むという存立の理念を掲げる。この見地から本学は、地域の現実を踏まえた教育研究の場において、優れた人材の育成に努めるとともに、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れることに努める。そのために、他の高等教育機関との連携による柔軟な組織づくりを推進する。</p> <p>人材育成については、本学を構成する各学部は、それぞれ固有の専門教育によって、さらには諸学諸組織の融合を通じて、地域社会を担う専門的職業人と国際社会に活躍する高度専門職業人及び学術を担う研究者を育成する。このためには、主体性と節度のある社会人となるための充実した教養教育が不可欠である。こうした基本認識に立って、秋田大学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学習者中心の大学たることを目指す。</p> <p>以上のような理念と指針に基づいて、活動の基本的な目標を以下に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育においては、その内容と質が国際的に通用する水準を維持するように努め、時代の諸課題に取り組む人材を育成する。 2. 研究においては、地域の現実から人類的諸課題へ視野を拡大させた、特色ある研究活動を推進し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。 3. 社会貢献においては、大学開放事業の推進や医療・福祉の充実、教 	

<p>育・産業振興に参画し、地域の羅針盤としての役割を果たす。</p> <p>4. 国際化においては、学生教職員の海外留学・派遣を促進し、アジアの国々をはじめとした諸外国の留学生・研究者の受け入れの増加と受け入れ環境の整備に努める。</p> <p>5. 大学経営においては、学長の指導力を高め、迅速な意思決定の下に、諸資源を効果的に投入することにより、存立基盤を充実させる。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するために、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>本学の理念・目標及びアドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を行う。</p> <p>教養基礎教育及び専門教育において、コミュニケーション能力、問題解決能力、価値判断力を持ち、地域の現実に課題意識をもった人材を育成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【1】 アドミッション・ポリシーを継続的に点検・評価し、選抜方法を一層改善・充実する。</p> <p>【2】 グラデュエーション・ポリシーを明確にし、それぞれの学位に応じた学習成果を保証する一貫した教育課程を編成する。</p> <p>【3】 高校から大学への接続を円滑に行う教育課程を編成する。</p>

大学院の教育課程を充実させ、専門的知識と実践的能力を備えた高度専門職業人及び国際的水準の研究を担う研究者を養成する。

学習成果の達成度が明確になる成績評価システムを構築し、厳格な成績評価を実施する。

(2)教育の実施体制等に関する目標

全学の教員が連携し、FD活動を強化しつつ、教員の指導力、教育力を向上させる。

教育・研究活動に対する社会の要請に対応して、講座等の見直しを行い、必要に応じて学部・大学院研究科の組織を整備する。

【4】 社会の要請に応じた特別コースを設置し、海外の大学との単位互換等も活用した国際的に通用する教育課程を編成する。

【5】 リサーチ・アシスタントやティーチング・アシスタントの適切な活用を推進し、大学院生の研究能力や指導能力を向上させる。

【6】 学生の自主学習を促すとともに、GPA等を活用した成績評価を実施することにより単位制度を実質化する。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【7】 少人数教育、学生参加型、インターンシップ型、実地体験型などの授業方法についてFDを実施しそれらを検証・改善する。

【8】 教育文化学部
・学部の各課程のグラデュエーション・ポリシーを点検しつつ、社会のニーズを踏まえた組織・定員の見直しを行う。
・秋田県における高い初等中等教育水準を維持し教育実践のさらなる高度化に資するよう、大学院のカリキュラムの再点検を行い、組織・定員の見直しを行う。

【9】 医学部
・大学院部局化の下で、基礎、臨床の融合的な教育研究体制を強化する。

【10】 工学資源学部
・秋田県立大学との共同大学院を設置する。
・博士課程の組織・定員の見直しを行う。
・社会の要請を踏まえた学部の組織・定員の見直しを行う。

【11】 世界水準の資源学教育拠点を形成し、国際資源学部（仮称）の設置を目指す。

【12】 グローバル化に対応した学部教育を行うため、外国人教員による理数系教養基礎教育を行うとともに、国際資源学部においては、英語による学

部教育によりグローバル化に適合した国際教育体制を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

学生が自らの将来を展望し、意欲的に学べるように各種の支援を行う。

学生への初年次から卒業後までを視野に入れた総合的なキャリア支援を実施する。

学生が心身共に健康で安心して勉学に取り組めるよう、各種の支援を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【13】 学習・進級・進学に関する各部局の相談部署相互の連絡機能を強化し、学生支援システムを整備する。
- 【14】 学生が集い交流できる場を整備し、学生の主体的なプロジェクトや課外活動を支援する。
- 【15】 情報通信技術を活用した教育環境を整備し、学生の自主学習を支援する。
- 【16】 初年次から学生の職業観を育成するキャリア教育や学内インターンシップなど全学的な就職支援活動を推進する。
- 【17】 学生支援機能を充実させ、学生生活における相談体制を整備する。
- 【18】 入学料・授業料免除枠の拡大や修学支援の基金充実など、学生に対する財政的支援を行う。
- 【19】 学生寮などの生活環境を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

地域に根ざす大学としての個性を發揮し、国際的水準の研究とともに、地域的特性を踏まえた研究を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【20】 本学の重点的研究として、次の研究を推進する。
 - ・生命科学の先端的な研究
 - ・国際的資源学及び資源素材系の研究
- 【21】 地域的特性を踏まえた研究として次の研究を推進する。
 - ・脳血管障害の研究、がん・免疫の基礎的橋渡しの研究、自殺予防研究
 - ・高齢化に伴う身体機能障害の回復に関する研究
 - ・「秋田学・白神学」などの学際的研究

(2) 研究実施体制等に関する目標

研究組織の弾力化を促進し、研究環境を改善する。

【22】 その他特色ある研究を重点的に支援し、上記の研究とともに得られた成果を知的財産として活用する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【23】 連携型プロジェクト研究を可能とする柔軟な人材登用及び組織運営体制を構築する。

【24】 国際的な資源学及び資源リサイクルなど社会的要請の高い研究を推進するため、以下の取組を行う。

- ・日本や世界の資源を支える国際的資源学研究拠点を構築するため、国際資源学教育研究センターの改組・充実を図り、資源学分野の研究機能を強化する。
- ・学内の教育・研究施設の拡充・整備を行う。

【25】 地域との協同的研究、人材育成の拠点形成の見地から産学連携推進の諸組織を整備する。

【26】 国内外の大学、研究機関等との研究協力・研究連携を推進する。

3 その他の目標

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標

地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【27】 「地域を志向した大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標

地方自治体・企業や他の教育機関と連携し、地域社会に対する

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

【28】 地方自治体や企業等との連携協定を拡大し、定期的に公開講座等を実施

教育サービスを推進する。

北東北国立3大学の連携を推進する。

地域との連携を強化し、地域の発展に寄与する。

(3)国際化に関する目標

国際交流を推進し、学生や教職員の受け入れ・派遣を拡充し、国際人として通用する人材を育成する。

グローバル化の中で世界に開かれた大学として国際的な学術研究を推進する。

(4)附属病院に関する目標

大学病院としての機能の充実と良質な医療の提供を推進するとともに、健全な病院経営を推進する。

先進的臨床研究を推進する。

する。

【29】 単位認定講座や出前講義などにより高大連携・高大接続を推進する。

【30】 大学の有する教育・研究機能を広く社会に提供し、生涯学習事業・大学開放事業を進める。

【31】 北東北国立3大学は連携して、地域の諸課題を視野に入れつつ、教育・研究・社会貢献を行う。

【32】 秋田県内の自治体、産業界等と連携し、「地域づくり」の組織を立ち上げ、地域活性化に取り組む。

(3)国際化に関する目標を達成するための措置

【33】 在学生の海外への留学や教職員の派遣を促進するための支援体制を強化する。

【34】 外国人留学生受け入れ200人を目指し、受け入れのための学習・生活環境を整備する。

【35】 資源系分野をはじめとした留学生の受け入れ促進、諸外国の大学との教育研究の交流を全学的に推進するため協定校を増やす。

【36】 研究者の国際的な学術交流を活発にするために海外派遣事業及び招へい事業を強化する。

(4)附属病院に関する目標を達成するための措置

【37】 病院再開発事業の早期完了により、質の高い医療基盤を構築するとともに、健全な病院経営のための増収・経費削減策を推進する。

【38】 コピキタス技術等の活用により、先進的で安心な医療環境を構築する。

【39】 移植・再生医療、低侵襲医療、医工連携研究等を推進する。

優れた医療人の養成を推進する。

秋田県の医療における重要課題に取り組み，地域医療に貢献する。

(5) 附属学校に関する目標

包括的なマネジメント体制の下に学部と連携し，地域の抱える教育諸課題の解決に向けて中心的な役割を果たす。

教育実習における学部との連携を強化するとともに，現職教員の資質・能力を高める。

【40】 専門医養成プランを推進し，医師不足，分野別偏在を改善するとともに，コ・メディカル職員，事務系職員等の能力，技能を向上させる。

【41】 秋田県の課題である少子化対策の一環として，産科・小児科医療を充実させる。

【42】 高齢化が進む秋田県に多いがんや循環器疾患等に対する臨床研究を推進するとともに，地域医療の各種拠点病院としての機能を強化する。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【43】 学部教員と共同で教科指導，生活指導，保育等に関する研究を進め，その成果を地域の教育現場に発信する。

【44】 大学・学部と附属学校園との運営上の連携体制を整備する。

【45】 各種の教育機関との連携を密にし，附属学校園の運営に地域の教育界のニーズを反映させる仕組みを整備する。

【46】 学部教員，教育委員会等との協力体制を強化し，教職志望者に必要な資質・能力を向上させる教育実習プログラムを研究・開発するとともに，現職教員の指導力向上に資する研修プログラムを充実させる。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

業務・組織体制の見直し，改善も含め，戦略的・機動的な業務運営を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【47】 データ分析・企画立案の機能を高め，分析結果に基づいた業務運営を行う。

【48】 学長のリーダーシップの下で，教育研究組織の再編成や学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行う。特に，グローバル化に対応した国際的資源学・教育を進めるため，全学的な組織再編成による人的資源の再

<p>ワークライフバランスを考慮し、教職員の勤務環境の改善に取り組む。</p>	<p>配置を行う。</p> <p>【49】 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。</p> <p>【50】 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を6人となるよう促進する。</p> <p>【51】 仕事と生活が両立できる制度及び環境を整備充実する。</p> <p>【52】 男女共同参画推進のため、女性教員比率を20%以上に高める。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>機動的な事務組織体制を整備し、本学の理念を実現するための教育研究活動を支援する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【53】 事務組織の機能を検証し、必要に応じて組織の再編を行う。</p> <p>【54】 専門的分野に対して外部人材を登用するとともに、学外機関との職員の人事交流を促進する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>競争的資金、寄附金その他の外部資金の積極的な獲得を目指し、自己収入を安定的に確保する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【55】 各種外部資金の関連情報を収集し、応募数・採択率向上のための支援策・体制を充実させ、中期目標期間中に10%増加させる。</p> <p>【56】 研究内容及び研究成果等の公開、インキュベーション施設の整備などの方策により、受託研究費や奨学寄附金などを増加させる。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1)人件費の削減</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2)人件費以外の経費の削減</p> <p>管理的経費等を効率的に執行し、財務内容の健全性を確保する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【57】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>【58】 管理的経費の現状分析を行い、業務を合理化・効率化し、管理的経費を削減する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>全学的かつ経営的視点に立って大学が保有する資産の効果的・効率的な運用を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【59】 教育・研究活動を一層充実させるため、土地・施設・設備の有効活用を推進するとともに、資金の安全かつ効率的な運用を継続的に実施する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検・評価を大学運営に有効に活用する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【60】 各部局で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>優れた教育・研究活動，社会貢献活動などの情報を公開し，発信すべき情報を多様なメディア等を駆使して積極的に広報する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【61】 大学の活動に対し地域社会から一層の理解・協力を得られるよう広報機能を充実させ，強化する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>計画的な施設設備の整備・活用等を行い，学習者中心の良好なキャンパス環境を形成する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【62】 環境保全，省エネルギー，バリアフリーなどの社会的要請に配慮するとともに，効果的な施設マネジメントを企画し推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>全学的なリスクマネジメント体制を整備し，内部統制機能を強化するとともに，リスク管理について教職員及び学生の意識を向上させる。</p> <p>情報セキュリティ基盤を強化する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【63】 予防，緊急時，復旧まで一貫したリスク情報の一元管理体制を構築する。</p> <p>【64】 リスク管理において効果的な安全衛生講習会，防災訓練を実施する。</p> <p>【65】 情報セキュリティポリシーを不断に点検し充実させる。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>法令遵守に対する教職員の意識啓発や仕組みづくりを行い，透明性・公平性を確保する。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>【66】 法令遵守のための行動宣言を策定し，広く社会に公表しつつ，継続的に点検評価を行う。</p>
	<p>予算(人件費の見積りを含む。)，収支計画及び資金計画 別紙参照</p>

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額
 - ・ 26億円
2. 想定される理由
 - ・ 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画
 - ・ 該当なし
2. 重要な財産を担保に供する計画
 - ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・病棟改修等 ・外来棟・中央診療棟改修 ・図書館改修 ・集中治療支援システム ・MRI装置画像診断システム ・小規模改修	総額 11,223	施設整備費補助金 (1,634) 長期借入金 (9,295) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (294)

(注1) 施設・整備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 勤務環境の改善

・子育て・介護支援等の施策として、仕事と生活の両立ができる環境を充実させる。

(2) 男女共同参画の推進

・女性教員の比率を20%以上に高める。

(3) 事務組織体制の整備，教育研究活動の支援

・学外機関との人事交流を促進する。

・専門的分野に対し，積極的に外部人材を登用する。

(4) 経費（人件費）の抑制

・平成18年7月7日閣議決定に基づき，国家公務員の改革を踏まえ，人件

費改革を継続する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 76,438百万円
(退職手当を除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還費 (国立大学 財務・経営 センター)	758	808	901	1,002	1,115	1,091	5,675	9,329	15,004

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産) 該当なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

留学生会館整備事業

その他教育，研究，診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	59,223
施設整備費補助金	1,634
国立大学財務・経営センター施設費交付金	294
自己収入	95,762
授業料及び入学科検定料収入	18,071
附属病院収入	77,246
財産処分収入	0
雑収入	445
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,551
長期借入金収入	9,295
計	171,759
支出	
業務費	149,155
教育研究経費	77,739
診療経費	71,416
施設整備費	11,223
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,551
長期借入金償還金	5,830
計	171,759

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額76,438百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人秋田大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

[一般運営費交付金対象事業費]

「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な

る経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分等），授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし，第2期中期目標期間中は同額。

〔特別運営費交付金対象事業費〕

「特別経費」：特別経費として，当該事業年度において措置する経費。

〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。」

（ $y - 1$ ）は直前の事業年度における $J(y)$ 。

「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。 $L(y - 1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{ F(y-1) \times (\text{係数}) \} \times (\text{係数}) \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費()を対象。

F(y) : その他教育研究経費()を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(), その他収入()を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費()を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特殊要因経費()を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{ J(y) + K(y) \} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y - 1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y - 1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費()を対象。

K(y) : 債務償還経費()を対象。

L(y) : 附属病院収入()を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

(アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で 1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

(ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	159,156
經常費用	159,156
業務費	144,770
教育研究経費	14,312
診療経費	44,383
受託研究費等	2,643
役員人件費	565
教員人件費	44,035
職員人件費	38,832
一般管理費	4,567
財務費用	1,280
雑損	0
減価償却費	8,539
臨時損失	0
収入の部	160,750
經常収益	160,750
運営費交付金収益	57,710
授業料収益	15,144
入学金収益	2,216
検定料収益	551
附属病院収益	77,246
受託研究等収益	2,643

寄附金収益	2,726
財務収益	6
雑益	439
資産見返負債戻入	2,069
臨時利益	0
純利益	1,594
総利益	1,594

注) 受託研究費等は, 受託事業費, 共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は, 受託事業収益, 共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には, 附属病院における借入金返済額(建物, 診療機器等の整備のための借入金)が, 対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3 . 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位: 百万円)

区 分	金 額
資金支出	173,347
業務活動による支出	151,027
投資活動による支出	14,902
財務活動による支出	5,830
次期中期目標期間への繰越金	1,588
資金収入	173,347
業務活動による収入	160,536
運営費交付金による収入	59,223

授業料及び入学科検定料による収入	18,071
附属病院収入	77,246
受託研究等収入	2,643
寄附金収入	2,907
その他の収入	446
投資活動による収入	1,928
施設費による収入	1,928
その他の収入	0
財務活動による収入	9,295
前中期目標期間よりの繰越金	1,588

注)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表(学部,研究科等)

学 部	国際資源学部
	教育文化学部
	医学部
	工学資源学部
	理工学部
研 究 科	教育学研究科
	医学系研究科
	工学資源学研究科

別表(収容定員)

平 成 22 年 度	教育文化学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 400人)	
	医学部	1,089人	(うち医師養成に係る分野 637人)	
	工学資源学部	1,884人		
	教育学研究科	88人	(うち修士課程 88人)	
	医学系研究科	160人	うち修士課程	10人
			うち博士前期課程	24人
			うち博士後期課程	6人
			うち博士課程	120人
	工学資源学研究科	324人	(うち博士前期課程 276人)	
			うち博士後期課程	48人
平	教育文化学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 400人)	
	医学部	1,119人	(うち医師養成に係る分野 667人)	
	工学資源学部	1,884人		

成 23 年 度	教育学研究科	88人	(うち修士課程	88人)
	医学系研究科	163人	(うち修士課程	10人)
			うち博士前期課程	24人)
			うち博士後期課程	9人)
	工学資源学研究科	324人	(うち博士課程	120人)
			うち博士前期課程	276人)
			うち博士後期課程	48人)
平 成 24 年 度	教育文化学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1,144人	(うち医師養成に係る分野	692人)
	工学資源学部	1,874人		
成 24 年 度	教育学研究科	88人	(うち修士課程	88人)
	医学系研究科	163人	(うち修士課程	10人)
			うち博士前期課程	24人)
			うち博士後期課程	9人)
	工学資源学研究科	353人	(うち博士課程	120人)
			うち博士前期課程	305人)
			うち博士後期課程	48人)
平 成 25 年 度	教育文化学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1,169人	(うち医師養成に係る分野	717人)
	工学資源学部	1,864人		
成 25 年 度	教育学研究科	88人	(うち修士課程	88人)
	医学系研究科	163人	(うち修士課程	10人)
			うち博士前期課程	24人)
			うち博士後期課程	9人)
	工学資源学研究科	382人	(うち博士課程	120人)
			うち博士前期課程	334人)
			うち博士後期課程	48人)
	国際資源学部	120人		

平成 26 年 度	教育文化学部	1,080人	(うち教員養成に係る分野	410人)
	医学部	1,186人	(うち医師養成に係る分野	734人)
	工学資源学部	1,404人		
	理工学部	395人		
	教育学研究科	88人	(うち修士課程	88人)
	医学系研究科	163人	(うち修士課程	10人)
			うち博士前期課程	24人)
			うち博士後期課程	9人)
			うち博士課程	120人)
	工学資源学研究科	382人	(うち博士前期課程	334人)
うち博士後期課程			48人)	
平成 27 年 度	国際資源学部	240人		
	教育文化学部	1,000人	(うち教員養成に係る分野	420人)
	医学部	1,200人	(うち医師養成に係る分野	748人)
	工学資源学部	944人		
	理工学部	790人		
	教育学研究科	88人	(うち修士課程	88人)
	医学系研究科	163人	(うち修士課程	10人)
			うち博士前期課程	24人)
			うち博士後期課程	9人)
			うち博士課程	120人)
工学資源学研究科	382人	(うち博士前期課程	334人)	
		うち博士後期課程	48人)	

(備考)

1. 平成23年4月提出の一覧表と同じ様式です。(A4版横長用紙に横書き)
2. 変更のない項目も含めて一覧表全体を提出してください。(別表、別紙も含む)
3. 教育関係共同利用拠点が該当する場合、平成20年9月30日付事務連絡「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について」の学部等の記載例における中期目標別表2の標題を教育関係共同利用拠点に変更又は追加し、拠点名称を記載してください。
4. 各頁は、片面印刷とし、クリップ留めをしてください。